

令和3年度 東京都入札監視委員会第1回制度部会 審議概要

開催日及び場所	令和3年8月11日（水） 東京都庁第一本庁舎特別会議室 S4
出席委員	<p>東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英                  東北公益文科大学准教授 斉藤徹史                  （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲田裕一                  弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所） 原澤敦美                  （敬称略・計4名）</p>
審議事項	<p>(1) 施工時期等の平準化について【経過報告】                  (2) 工事の総合評価方式について【経過報告】</p>
議案の概要	<p>(1) 平準化に向けた都のこれまでの取組状況や来年度以降の取組等の検討状況について、事務局から説明を受けた。                  (2) 今年1月以降に公告等を行う案件から施行している工事の総合評価方式の実施状況について、事務局から報告を受けた。</p>
委員会による審議結果報告	<p>(1) 説明内容のとおり、引き続き事務局にて検討を進めることとする。                  (2) 引き続き事務局にて経過を観察することとする。</p>
事務局からの報告	<p>(1)及び(2)について、事務局案の説明及び経過の報告を行った。</p>
委員からの意見等の概要	<p>審議事項(1)について</p> <p>【委員からの質問等】                  設計等委託の目標として、2月から3月に履行期限を迎える割合以外に目標に設定している数値はあるか。</p> <p>【事務局の回答】                  現在は2月、3月だけを対象に目標を設定しているが、国などの取組も参考にしながら、どのような目標を設定していくか検討していきたい。</p> <p>【委員からの質問等】                  中長期的な発注見通しを示すことができるよう、周辺の自治体を見ながら都でも検討を重ねていただきたい。</p> <p>【事務局の回答】                  事業計画が流動的な中、途中段階での情報を公表することによる業界側の混乱等が懸念されるが、国などの状況を研究しながら検討していきたい。</p> <p>【委員からの質問等】                  平準化の施策がどれだけ平準化を促したのかをもう少し具体的に示してほしい。</p> <p>【事務局の回答】                  現在、都全体での平準化率を公表しているが、今後はもう少しきめ細やかに進捗や取組状況が見える化できないかを検討していきたい。</p> <p>【委員からの質問等】                  関係部署との連携強化について、具体的な連携体制や組織、誰がリーダーシップを取るのかを明確にしていきたい。</p> <p>【事務局の回答】</p>

基本的に事業は各局で行っており我々がコントロールする立場にはないが、平準化の重要性等について関係部署に情報提供しながら連携を図っていききたい。

**【委員からの質問等】**

積算の前倒しとは、どのようなものか。

**【事務局の回答】**

前年度中に積算を終えておき、4月に早急に発注することを意味している。そうすれば、最短で6月中に契約ができる案件もあるため、稼働件数の少ない第一四半期の案件を少しでも積上げることができる。

**【委員からの質問等】**

設計が終わらないと積算ができないため、設計等委託の平準化が進まないことがボトルネックになっていると思う。予算や議会の時期等により平準化にも限界があると思うが、その点を踏まえたうえで何か方策はないか。

**【事務局の回答】**

工事の上流部分に当たる設計等委託で平準化を進めていくことで、おのずと工事の平準化も進むと考えており、設計等委託について何か新しい取組ができないか検討していきたい。

審議事項(2)について

**【委員からの質問等】**

技術力が劣る中小以下の企業は総合評価方式に参加できない。工事实績を積み重ね、総合評価方式にもトライできる環境づくりが重要だと思うので、今後も一層の努力をお願いしたい。

**【事務局の回答】**

総合評価案件以外に価格競争を行う案件も十分に発注していることから、中小事業者の方々には価格競争の案件で実績を積み、その先で総合評価案件にもぜひチャレンジしていただきたいと考えている。

**【委員からの質問等】**

総合評価はどのようにして対象工事を決めているのか。

**【事務局の回答】**

事業者や過去の発注が多い案件であり、技術的な困難性がある工事や近隣に配慮が必要な工事など、品質確保を図るべき案件を主に対象としている。

**【委員からの質問等】**

低入札価格調査を実施するのに即失格とはどういうことか。

**【事務局の回答】**

調査基準価格を下回った場合に低入調査を実施し、失格基準で落札者としていない運用をこれまで行ってきたが、総合評価の趣旨に沿うよう今回の改正を行った。

**【委員からの質問等】**

基準価格より安い価格では、同じ技術力でも頑張っ安く入札した人が落札できないことが起こり得る。そういったことを防ぐため、今後、価格点の山の形について、見直しを検討する余地はあるか。

**【事務局の回答】**

半年間の経過としては、ダンピング対策が機能していると受け止めており、技術力のある事業者とも契約できていることから、当面は運用を継続しながら、経過を観察していきたいと考えている。

**【委員からの質問等】**

公募型プロポーザルとの住み分けはどのようにしているのか。

**【事務局の回答】**

基本的には、困難性のある工事の場合には技術提案型総合評価方式を活用しており、公募型プロポーザルは採用していない。

**【委員からの質問等】**

基準価格を下回って応札した者の中で落札できなかった 120 者のうち、技術点 1 位であった者はいるのか。また、技術点 1 位であったにもかかわらず、価格点で逆転されてしまったケースはあったのか。

**【事務局の回答】**

技術点が 1 位であった事業者は 18 者であり、その際に落札した事業者は、技術点が同率 1 位であった。そのため、基準価格を超えるか超えないかの違いはあるが、より基準価格に近いところで入札した結果、落札している。

**【委員からの質問等】**

価格点の傾きによって逆転が起き、技術点 1 位の者が取れないケースがあまり起きるようだと、今回の総合評価の趣旨を鑑みてやはり心配なため、引き続きモニタリングしていただきたい。

**【委員からの質問等】**

技術点が同じ 1 位にもかかわらず、価格点が安かったがためにペナライズされてしまったことになるが、こういったものを救う方法はないのか。

**【事務局の回答】**

労務や材料の手配などに支障を来しかねない一定の金額を定めており、それが基準価格であると考えている。したがって、品質確保や下請け業者への影響を鑑み、基準価格を 1 つの重要な指標としながら、そこを僅かに下回った場合に限って落札できるような制度とした。今後の推移も見ながら、また御意見も頂きながら、価格点はどうあるべきかを考えていきたい。

[その他]

特になし